

埋蔵文化財の取り扱いについて

1. 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）について

埋蔵文化財とは、地面の中に埋もれた文化財のことで、土器や石器、建物の跡など過去の人々の生活が分かる痕跡が残っている場所のことです。これらの文化財は町民をはじめ、県民・国民、未来の子どもたちの共有の財産となります。

2. 記録保存が必要となるケース

これらの文化財は、埋蔵文化財包蔵地（以下「包蔵地」）と言いますが、地面の中にあることが多いという性格上、工事中に突然発見されることもあります。

遺跡はできるだけ現地保存が望ましいですが、やむを得ない場合は、発掘調査を行い、その記録を保存することで、その成果を広く世間に知ってもらうよう努めます。

町内において、建物の建設、土砂採取など開発計画に伴い土木工事を行う方は、所在地に関わらず、なるべく早い時期に包蔵地内かどうか町史文化財係までご確認下さい。

3. 埋蔵文化財包蔵地の確認について

民俗資料室（町史文化財係）に「文化財有無確認（照会）」の書類を提出してください。

※提出は、持参・郵送・FAX・メールどちらでも構いません。ただし、持参以外の方法で提出される場合は、届いているかの確認のお電話をお願いします。

※回答には照会からおよそ1週間程度要します。ご了承ください。

4. 周知の埋蔵文化財周辺での開発行為について

包蔵地内で土木工事を行う場合、文化財保護法で、包蔵地内での工事をする場合は届出・通知を行い、遺跡の有無を確認し、必要に応じて本格的な調査をするよう義務付けられています。（文化財保護法第93条・第94条）

5. 周知の埋蔵文化財包蔵地外での開発行為について

包蔵地以外にも、まだ発見されていない埋蔵文化財があると予想されます。工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条及び第97条の規定により届出が必要となりますので、町史文化財係までご連絡ください。

【お問合せ】

嘉手納町教育委員会 かでな未来館 町史文化財係

住所：〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 603-8

電話：098-956-2213 FAX：098-956-8921